

6. 引上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源交付金）が充てられる

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

(歳入)  
地方消費税交付金（社会保障財源交付金） 1,065,824 千円  
(歳出)  
社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 13,679,105 千円

○引上げ分の地方消費税収は「消費税法第1条第2項に規定する経費（社会保障4経費）その他社会保障施策に要する経費」に充てるものである。

○社会保障施策に要する経費とは制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費であり、「社会福祉」「社会保険」「保健衛生」のいずれかに関する経費である。

○事務費、事務職員の人件費（サービスに直接従事しない職員分）等には充当しない。

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位：千円)

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国（県）支出金	市債	その他	引上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源交付金）	その他	
社会福祉	社会福祉事業	622,748	513,985		5	21,880	86,878
	児童福祉事業	5,481,373	4,234,682	31,900	81,482	228,009	905,300
	母子福祉事業	610,616	236,994		2	75,168	298,452
	高齢者福祉事業	211,425	7,484		42,417	32,496	129,028
	障害者福祉事業	2,014,508	1,397,087		20,448	120,106	476,867
	生活保護事業	1,107,638	813,113			59,254	235,271
	小計	10,048,308	7,203,345	31,900	144,354	536,913	2,131,796
社会保険	国民健康保険事業	644,939	333,428			62,672	248,839
	高齢者医療事業	767,517	107,308			132,827	527,382
	介護保険事業	955,355	43,197			183,517	728,641
	年金事業	1,372	1,372				
	小計	2,369,183	485,305			379,016	1,504,862
保健衛生	医療対策事業	228,434	248		10,000	43,896	174,290
	予防対策事業	956,639	500,226		2,320	91,358	362,735
	保健指導事業	76,541	3,770			14,641	58,130
	小計	1,261,614	504,244		12,320	149,895	595,155
合計	13,679,105	8,192,894	31,900	156,674	1,065,824	4,231,813	